

全 住 協 第 3 0 5 号  
平成 3 0 年 2 月 2 8 日

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会  
中高層委員長 永 嶋 康 雄

マンション管理組合への住宅宿泊事業に関する周知について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、国土交通省担当部局から「マンション管理組合への住宅宿泊事業に関する周知について(依頼)」別紙のとおり依頼がありました。

住宅宿泊事業をめぐるトラブルを未然に防止するためにも、住宅宿泊事業の可否を管理規約上明確化すること、又は管理組合の総会・理事会において方針を決議することについての管理組合への周知につき特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、「住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)」等は、下記ホームページをご参照ください。

敬 具

[添付文書]

「マンション管理組合への住宅宿泊事業に関する周知について(依頼)」

[参考ホームページ]

「住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)」

<http://www.mlit.go.jp/common/001215784.pdf>

「分譲マンションにおける住宅宿泊事業(いわゆる民泊)の届出について」

<http://www.mankan.or.jp/html/pdf/201712minpakutodoke.pdf>

[問合せ先]

住宅局市街地建築課マンション政策室 TEL 03-5253-8111  
(国土交通省代表)

一般社団法人 全国住宅産業協会 事務局 澁田  
TEL 03-3511-0611

国住マ第 52 号  
平成 30 年 2 月 19 日

一般社団法人  
全国住宅産業協会会長 殿

国土交通省住宅局市街地建築課長



マンション管理組合への住宅宿泊事業に関する周知について（依頼）

平素よりマンション行政の推進に多大なご協力をいただき、誠にありがとうございます。

国土交通省では、昨年 6 月の住宅宿泊事業法の成立を踏まえ、分譲マンションにおける住宅宿泊事業をめぐるトラブルの防止のため、平成 29 年 8 月 29 日にマンション標準管理規約を改正し、住宅宿泊事業の可否を管理規約上明確化することを促すとともに、平成 29 年 10 月 27 日公布された住宅宿泊事業法の政省令及び平成 29 年 12 月 26 日発出のガイドラインにおいて、住宅宿泊事業の届出の際、住宅宿泊事業を禁止する旨の管理規約が無いこと、又は住宅宿泊事業を禁止する管理組合の方針が決定されていないことを確認することとし、都道府県及び政令指定都市、関係団体等に対しても管理組合への周知をお願いしてきたところです。

住宅宿泊事業の届出が開始される平成 30 年 3 月 15 日が近づいております。住宅宿泊事業をめぐるトラブルを未然に防止するためにも、あらためて、住宅宿泊事業の可否を管理規約上明確化すること、又は管理組合の総会・理事会において方針を決議することについての管理組合への周知につき特段のご配慮をお願い致します。